



「農の雇用事業」 参加者募集中！

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」(平成27年度第2回)の参加者を募集しています。

また、農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「法人独立支援タイプ」の募集もあわせて実施しています。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成27年3月1日～4月15日(必着。受付は土日祝日を除きます。)までに各都道府県農業会議に必要な申請書類を提出してください。

※基本的な事業要件等に変更はありませんが、平成26年度までとは、研修計画の提出方法や助成金の支払い方法等が変わります。詳しくは、募集要領(<http://www.nca.or.jp/Befarmer/nounokoyou/original/>)をご確認ください。

助成内容

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

＜内訳＞ ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 **年間最大36,000円**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円)

※平成27年6月～7月に限り、月額上限を設けず、2ヶ月助成額の上限が329,000円となります(ただし、法人独立支援タイプは除く)。

【助成期間】最長24ヵ月(法人独立支援タイプは最長48ヶ月)

募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
平成27年3月1日 ～27年4月15日	平成27年6月1日 ～29年5月末日	平成26年9月1日 ～27年4月15日

事業参加に当たっての主な要件

【農業法人等の要件】

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること
- ② 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修責任者」（原則として、農業経験が5年以上ある役員又は従業員）を置くこと
- ③ 研修生との間で、期間の定めのない雇用契約（正社員（法人独立支援タイプの場合はこの限りでない）。農業法人等の役員等は含まない。）を締結し、労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること
- ④ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上（研修生が障がい者の場合は20時間以上）であること
- ⑤ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと

【研修生の要件】

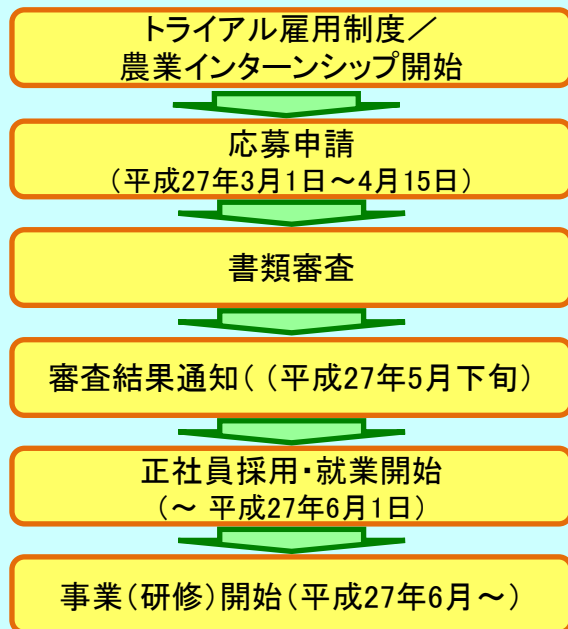
- ① 本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員（法人独立支援タイプの場合はこの限りでない）としての採用日時点（法人独立支援タイプの場合は研修開始日時点）で原則45歳未満である者
- ② 過去の農業経験が5年未満であること
- ③ 農業法人等の代表の3親等以内でないこと（労働者性が認められる場合を除く）
- ④ 過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと

応募の流れについて

〔通常の場合〕



〔トライアル雇用制度／農業インターンシップを活用している場合〕



◆ 事業に関する問い合わせは **都道府県農業会議**へ
詳しくはインターネットで

URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>

農の雇用 で検索！